

研究ノート

韓国における重度障害者の保護作業場の 現状と問題*

鄭 逸 教**

I. はじめに

障害者の自立生活運動は、障害者、特に重度障害者の地域社会における自立生活権の保障を提起し、その具体化に貢献している。地域での自立生活を実現するには、「自立生活を支援するサポートシステム作り」が求められる¹⁾。

その意味で日本的小規模作業所は、地域社会の中で一つのシステムとして役割を果たしてきている。本来、小規模作業所は、障害者福祉政策の貧困や社会的偏見、差別と闘い出発した。現在小規模作業所は、労働代価のある作業展開にならない限界といった問題があるものの、障害者の働く場、生活の場、教育や訓練の場、地域住民との接続をもつ場として大きな役割を果たしている。

一方、韓国で日本的小規模作業所と同様の役割を果たしている施設は保護作業場である。しかし、韓国の保護作業場は、歴史も短く、数も少ない。1987年から1995年まで保護作業場の運営支援を除いて施設設備支援に投資された金額だけで234億won（日本円で約23.4億円）を計上しているが、多くの設備が使用されずに放置されている。また、非効率的な運営は、財政悪化や低賃金をもたらした。さらに、障害者当事者の認識の不足は、最も作業場の発展に悪い影響を与えていている。しかし、このような財政問題や低賃金の問題以前に、韓国の保護作業場の最も根本的な問題は、障害者に対する認識である。すなわち、障害者も健常者も対等な関係で働き、働く者として認

識していく必要がある。

そうした点をふまえた上で、保護作業場を捉えたい。韓国の保護作業場は、雇用に至るまでの訓練施設として、あるいは、雇用を提供する施設として知られているが、これらに加えて障害者の「生きる場」、「社会参加を支援する場」としても認識させたい。

そこで本研究は、まず、保護作業場について理論的検討をした上で、日本的小規模作業所が持っている長所をとりあげ、韓国の保護作業場の発展に向けて考えてみたい。

II. 保護作業場の理論的検討

1. 保護作業場の概念

重度障害者のための保護雇用制度の主な形態は、保護工場、企業内保護雇用、在宅雇用、障害者協同組合方式などがある。保護的雇用の中で保護作業場は、保護雇用制度の核心的部分である。特に、保護作業場については、1955年にILOが出した「障害者の職業リハビリテーションに関する勧告」(99号)で定義をみることができる。99号では「保護雇用」を「労働市場における通常の競争に耐えられない障害者のため、保護された状態の下で行われる訓練および雇用の施設」と定義されている²⁾。その場合、通勤が困難な障害者のために保護作業施設の設置をとらなければならない。また、保護作業施設は通常の雇用へ転換するよう機会の提供をしなければならない³⁾とされている。つまり、保護作業場は、一般雇用ができない障害

*キーワード：保護作業場、重度障害者、地域社会

**関西学院大学社会学研究科研究員

1) 定藤丈弘・佐藤久夫・北野誠一編『現代の障害者福祉』有斐閣、1996年、66頁。

2) 松林和夫『労働権と雇用保障法』日本評論社、1991年、214頁。

3) 同、215頁。